

事例1-(2)-⑥	
件名	動物取扱責任者研修の実施方法
改善の方向	環境省は、動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直す必要がある。
意見・要望等	動物取扱責任者研修については、毎年同じような研修内容であり、受講者にとっては負担が大きいと思われるため、開催頻度を3年に1回程度にしたほうがよいのではないかと。  (保健所)
府省名	環境省
関係法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）  動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護法施行規則」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>第一種動物取扱業者(注)は、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、動物取扱責任者に都道府県知事（指定都市の長を含む。以下、本事例において「都道府県知事」という。）が行う動物取扱責任者研修（動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない（動物愛護法第22条第1項及び同条第3項）。</p> <p>また、都道府県知事は、1年に1回以上、1回当たり3時間以上、 i) 動物愛護法、ii) 飼養施設の管理に関する方法、iii) 動物の管理に関する方法などに関する事項について、動物取扱責任者に研修を受けさせなければならない（動物愛護法施行規則第10条第3項）。</p> <p>(注) 第一種動物取扱業者とは、動物愛護管理法第10条第1項の規定により、動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造等のために飼養し、又は保管しているものを除く）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む）等を業として行い、都道府県知事の登録を受けた者を示す。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した7都道府県及び指定都市（以下本事例において、「都道府県等」という。）の平成22年度から24年度の3年間における動物取扱責任者研修の受講状況をみると、受講者が多い都道府県では年間1,000人以上が研修を受講しており、受講率は約69%から約99%の間で推移している。</p> <p>また、研修の受講手数料は、無料が1都道府県等、2,000円以内が4都道府県等、4,000円が1都道府県等、動物取扱業登録手数料に含まれているものが1都道府県等となっている。</p>

調査した7都道府県等で動物取扱責任者研修を実施している7保健所では、各保健所が作成した研修資料を使用し、職員又は外部講師が説明を行う形式で行っており、その内容は、表1のとおり、ほぼ毎年、動物愛護法、感染症対策・伝染病対策、動物の飼育・管理方法を取り上げ、その年ごとに、ペットフードやクレーム対応等に関する事項を取り上げている。

表1 調査対象7保健所が実施した動物取扱責任者研修の主な内容

研修内容	平成22年度	23年度	24年度
動物愛護法	6	7	7
感染症対策・伝染病対策	7	5	5
動物の飼育・管理方法	2	5	4
ペットフード	1	1	1
獣医師法、薬事等	1	1	1
クレーム対応等	0	1	1
その他	1	2	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値は研修を実施した保健所の数を示している。

さらに、調査した7都道府県等の8保健所においては、法令改正のあった場合に研修を開催すればよく、情報提供については、立入検査や通知により提供することが可能であるとして、当該研修を毎年度開催しなくても支障は生じないとしている。また、このうち4保健所が行った受講者アンケートでも、毎年研修は必要ないとの意見があった。

なお、調査した7都道府県等の7事業者は、研修を毎年開催しなくてもよいとしており、研修に参加する支障として、午後は休業しなければならないことや、業務シフトの調整が必要になることなどがあるとしている。

(参考)

動物取扱責任者研修と同様に、資格取得後、法令の内容等に係る定期的な講習を行っている他の講習の開催頻度をみると、表2のとおり、3年から5年に1度の開催頻度となっている。



表2 定期的な講習を行っている例

講習名	根拠	講習の頻度	主な講習の内容	講習時間
主任無線従事者講習	電波法(昭和25年法律第131号)第39条第7項	5年に1度	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線設備の操作の監督及び最新の無線工学の講習</li> <li>無線局の監督に際し遵守しなければならない法令</li> </ul>	6時間(1日)
危険物取扱者保安講習	消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23	3年に1度	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物関係法令に関する事項</li> <li>危険物規制の要点</li> <li>危険物の火災予防に関する事項</li> </ul>	3時間以上
マンション管理士講習	マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第41条	5年に1度	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目</li> <li>管理組合の運営の円滑化に関する科目</li> <li>マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目</li> <li>この法律に関する科目</li> </ul>	6時間
放射線取扱主任者	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第36条の2	3年に1度	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に関する科目</li> <li>使用施設等の安全管理に関する課目</li> <li>放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目</li> </ul>	5時間※
クリーニング師	クリーニング業法(昭和25年法律207号)第8条の2	3年に1度	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生法規及び公衆衛生</li> <li>洗たく物の受取、保管及び引渡し</li> <li>洗たく物の処理</li> <li>繊維及び繊維製品</li> </ul>	4時間

(注) 1 当省の調査結果による。

2 放射線取扱主任者の講習の頻度は許可届出使用者であり、講習時間は、(財)原子力安全技術センターで示されている定期講習(「使用」)の時間である。